平成２２年（フ）第９０２号
東京都足立区南花畑３丁目23番21号
債務者　森脇　宗潤
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１１号
東京都八王子市散田町１丁目１番Ｃ―1104号
西八王子ハイツ
債務者　石野　　進
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２９号
東京都杉並区堀ノ内２丁目28番９―401号
ルーブル方南町
債務者　宮野健太郎
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０号
熊本県八代市大村町419番地15
債務者　吉川　豊子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１７７号
愛知県豊川市中野川町１丁目39番地
債務者　伸井　安浩
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８２０号
東京都八王子市中野町2789番地19
債務者　桜井　　晃
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８２１号
東京都八王子市中野町2789番地19
債務者　土方　キイ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７９号
熊本県八代市植柳新町２丁目１号４番地１
債務者　遠山　一徳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９７号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目６番43―903号
ラフィーネ真栄原
債務者　幸内由美子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１２号
静岡県牧之原市地頭方530番地１
債務者　西原　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０号
静岡市清水区港南町１番１号
債務者　杉岡　朋実
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２９号
静岡市清水区西久保513番地
債務者　菊地　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４６１３号
三重県津市大里睦合町963番地
破産者　丸之内工業有限会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９７２号
東京都中央区日本橋小伝馬町６番13号
破産者　株式会社ティーネット
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０４７号
東京都品川区西大井１丁目１番２号2710
破産者　株式会社佐藤製作所
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０６４号
東京都江東区亀戸１丁目38番１号
破産者　株式会社シンク
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５２０号
東京都小金井市本町３丁目８―10―501、住民票上の住所東京都小金井市本町３丁目８―10―202
破産者　外浦　悦子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部